

平成28年9月 定例会議

平成28年度

第6回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成28年9月15日

みどり市教育委員会

平成28年度 第6回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成28年9月15日(木) 午後3時00分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 金子 祐次郎
2番委員 松崎 靖
3番委員 丹羽 千津子
4番委員 山同 善子
5番委員 石井 逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤
教育総務課長 川俣 一広
学校教育課長 保志 守
学校計画課長 大島 寿之
社会教育課長 金高 吉宏
文化財課長 横倉 智恵子
富弘美術館事務長 高山 進
- ・本委員会書記 : 教育総務課主査 剣物 雅世
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課長補佐 石井 宣行

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 教育長報告
- ・日程第4 : 報告第8号 教育長の専決に関する報告(臨時職員の任用)について
- ・日程第5 : 報告第9号 教育長の専決に関する報告(みどり市通級指導実施要綱の一部を改正する告示)について
- ・日程第6 : 議案第23号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について

・開会：午後3時13分

(委員長) ただいまから平成28年度第6回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、本日は、席番4番の山同善子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2、会期の決定ですが、平成28年9月15日、本日1日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

・日程第3 教育長報告

(委員長) 日程第3、教育長報告を石井教育長からお願いいたします。

(教育長) 教育長報告ということで、2枚用意させていただきましたが、かいつまんでご報告をさせていただきたいと思っています。見ていただきますとわかりますように、最初に、8月10日に第4回みどり市小・中学校トレーニングセンター開会式というのがありますけれども、前回の時にも少し話をして、両毛6市のふれあいネットワークの中で、児童生徒の持っている力はすごいのだなというふうな活動をもっとふやしていく必要があるだろうという中でも話をさせていただきましたが、これはみどり市の小中学生が各学校の特にJRC活動、青少年赤十字活動ですので、JRC委員であるとか、生徒会本部役員であるとか、児童会の役員であるとか、各学校の代表の児童生徒が一同に会して青少年赤十字の活動ということを通して交流し合う、もう一つにはリーダー性を養う目的で、みどり市でも始められたということで、第4回目を迎えたものであります。今回、全部の小中

学校から74名の生徒が参加して行われました。きょう、ここで報告させていただきたい部分につきましては、トレーニングセンターというのは群馬県はやっているのですよ。どちらかというと赤城青年の家で群馬県がやっているものに参加することが今までは多かったのですが、それによく参加をしていた前の笠懸小学校の金子校長が、やはりみどり市でもトレーニングセンターを立ち上げましょうということで、校長で在任中に校長会の中で提案をしていただいて、第1回が起こったというふうなことでありまして、私も4回とも開会式に出席させていただいているのですが、なんとなく運営については県の青少年赤十字の方々、県のほうのリーダー研修でやっている講師の方に来ていただいて、手伝ってもらおうという雰囲気です。スタートしたのですが、4回目を迎えまして、本当にみどり市の先生方が全部協力し合って、生徒だけでなく、講師もみどり市で自前が出来るようになったということでは非常に運営の内容もよかったですし、自前で出来るようになったというのは何よりかなというふうに思って、今回報告をさせていただくところであります。県の群馬支部の方も1名来ていただきましたけれども、「どうでしょうか、みどり市のトレーニングセンターの開会式の様子は」と言ったら、「非常にすばらしいですね」という形で、開会式のところで各学校の代表が挨拶をしたり、役割分担をしたりということもあつたりしますが、そんな部分をしっかりと子ども達の主体性を大事にしながらも、開会式にふさわしい、大変すばらしい運営が出来たなということでは、また機会があつたら教育委員さん方にも学校だけでやっている行事ではなく、こういうのも見ていただくのも一つ良いのかなと思ったところであります。こういう形で各校のリーダーが育っていくといいなというふうに思っていますし、当然ここで研修した子ども達が2学期以降も生徒会活動、児童会活動、校内のJRC活動の先頭に立って動くということでは、それが上手く渦を巻いていくと、さらに子どもの主体性で気づき、考え、実行するという、その青少年赤十字の態度目標というところに繋がってい

くと、いい学校づくりになるのかなと感じたところでございます。それから、ずっときまして、26日のところで第1回みどり市教育支援委員会という形で書かせていただいているのですが、これについては、今までみどり市適正就学指導委員会という名称であったものであります。前回、ここで規則改正では、皆さんにもご審議をいただいた部分ではありますけれども、みどり市教育支援委員会となった最初の会議ということです。年3回行いまして、第1回については通常の学級等にいるのだけれども、取り出して通級させて個別の指導をすることで、その子どものよりよい発達を目指そうということで、みどり市で笠懸小学校に開設した通級指導教室に通う子どもたちの審議ということで行われた部分であります。ですので、この後は各学校の特別支援学級にいる子ども達、それから通常学級にいるのだけれども、来年度どうしようかという在校生の審議をやるのが2回目、3回目が新入学の新入児、それから小学校6年生から中学にあがる児童生徒の適正な就学をどうあげるかということ審議するのが第3回目という形で行われます。いろいろ法の改正だとか、特別支援教育の充実という部分の中で非常に重視されているのが、インクルーシブな教育システムの構築というふうな部分であります。要するに、一緒に交流しながらやっていく教育システムという部分なのですけれども、その中で大事なことが多様な学びの場を継続的に与えられるシステムを作っていく必要があるということで、考えていただくと分かりますように、支援が必要な子ども達にはどうするかというと、一つには特別支援、通常学級で支援する方法がある。それから、子どもの実態に応じては特別支援学級で支援する子もいる。通常学級にいるのだけれども、特別支援学級に入るまでではないのだけれども、週1回くらい通級させてその子を支援してあげることで、学級に馴染めるようになるなんていう子ども達についても支援していくということでは、みどり市に特別支援学級があり、通常学級は当然あるのですけれども、それプラス通級指導教室が出来たということでは、多様な学びの場、しか

もそれを継続的にということではみどり市も整ってきております。これから先どこにいくかという、もう1つの方向とすると渡良瀬特別支援学校であったり、あとは肢体不自由だったりすると桐生市のあさひ特別支援学校というところがありますけれども、それぞれの子どもの障がい、その実態に応じたきちんとした教育が出来るようなシステムを構築していく必要があるという中においては、みどり市も特別支援学級だけではなくて、通級指導教室が出来て一歩前に進んだと。それを追いかけるように、これまで適正就学指導委員会という名称であったものを支援委員会というふうに改正して動きだしたということでは、本格的にみどり市も特別支援教育の充実というところで法的な部分も追いついたことになるかなと思っています。今後、課題になってくる部分ということになってきますと言語治療教室、要するに言語に少し訓練が必要である子ども達については、今現状では桐生市の言語治療教室のほうに通わせていただいておりますので、先々桐生市にお世話になるのか、みどり市にもそういうのを設置するのかということについても検討していかなければいけないというところでございます。そんなところで少し話をさせていただきました。27日、桐生市マーチングフェスティバル開会式については、今回私もびっくりしたのが、大間々東小と大間々東中学校合同で今回出てくれたんですね。どちらかというと、大間々東小というのはマーチングが非常に有名で、ただその指導する先生が退職されてしまって、どちらかというと、大間々東小学校はマーチングというよりも吹奏楽に近い形になって、この間、成人式の時にも演奏してくれたと思うのですが、それが大間々東中学校とコラボして、さらにその中に少しマーチング・ドリル的なものも入れながら、見ても楽しんでいただけるような形で今回みどり市としても初めて参加したということでは、新たな取り組みをしてもらえたのかなと。ああいうのを見ると、先程、丹羽委員さんからもあったように、ほかの中学校でも参加できる部分があるのではないかというようなことでは、じっと座って、コンサート

ホールみたいな所で演奏するというだけではなくて、少し動きのあるところで外に出て自分達の活動を見ていただいたり、楽しんでいただいたりするということも可能になるのかなというのを感じた部分があります。それから、ずっと後ろにいき、次のページに移りまして、議会の定例会ということでは一般質問が終わりまして、今回16人の質問があつて10人が教育部への質問でありました。これについては、後日まとめてご報告をしたいと思いますが、1点だけ承知しておいていただくと有り難いなと思っているのが、今泉議員さんから質問があつた部分の中で、子ども達の安全というところの中で、登下校の安心安全という部分の中で、子ども達にGPS機能を持った端末機を持たせることで、その子どもの居場所がどこに居るのかということパソコンなり、スマホで見られるという機器があるのですけれども、そういう機器を子ども達に持たせて、みどり市の子ども達の安心安全を図ったらどうだろうかということでご提案をいただき、そういうシステムを少しテストしてみたらどうかというお話をいただいていたのですが、この度、NTT東日本が開発したシステムを無料で使わせていただいて、みどり市内の小学校で1か月程テストして、その結果等も検証して先々のことを考えていきたいということで答弁をさせていただいたのですが、今回、大間々北小学校で多分1年、2年生位になるかなと思っていますが、本当に写真でしか見られないのですが、要するに充電器の中にすぽっと収まっている箱ですね。こういう端末なのですが、これを子ども達に持たせてやると、これがGPSの発信機能を持っていますので、これを使って保護者や学校についてはリアルタイムでその子がどこにいるか見られるというもので、当然有料のものでありますから、個人で持ってもらふ部分については問題ないのですが、みどり市として全体に入れるかどうかとなると相当な経費がかかりますから、それなりの効果があるのかどうかというのを検証しなければならないというところであります。そんな実証実験が始まって、多分年が明けた頃には、少し結果等報告出来るのではないかと

ということを議会で答弁させていただきましたので、ご承知おきいただいて、また教育委員会議の中でも適宜報告をさせていただきたいと思っております。こんなところが一つ動き出したということでご承知おきください。それから、6日のところのみどり市大間々赤十字奉仕団炊き出し訓練ということで、あずま小、東中で炊き出し訓練が行われたのですが、この中で1点感じた部分のところを少し報告させていただきたいと思います。非常に子ども達、よく避難をしましたし、食事をいただくところも整然としていましたし、外から見ると非常によく出来たということですが、私としてみれば不満に残った点が1点あったのです。最後に、校長先生、中学の校長先生は出張でいなかったのですが、小学校に移った小林校長先生がついこの間までは東中の校長先生だったので中学生にも物が言えるということがありまして、良く出来た点はと言うと不満だと。何が不満かという、避難してきた時、こういう所に集まった時に自分達がいただいたカレーライスの皿を自分達できちんと片付けられないでどうするのだと。そういうふうなことを最後に指摘してくれてああよかったなと。ですから、私なんか見ていた時に、先生方の意識の中にそこまでまだ指導するという意識がなかったのだらうなという評価をさせていただいたところですが、さすがに校長さん、それを見抜いてきちんと子ども達に話かける、特に中学生のほうを向いて話しかけるとともに、先生方にも投げかけるということだったのですけれども、そんなくだりは新聞を見ると非常にやんわり書いてありますけれども、私にしてみると、やはり何度も重ねていく部分の中で同じことばかりやっているのではなくて、一つ一つ進歩していく必要があるという中においては、今後学校が避難所になって、地域の皆さんと一緒に食事をしたりしなくてはならない部分も出てくるだろうという部分の中で、自分に何が出来るのかということを考えると、きちんと食事を配膳するのを手伝ったりとか、片付けるのを手伝ってあげたりというのが当然求められてくるわけで、そういう部分の中では、赤十字奉仕団の方や婦人会の方

が袋を持ってゴミを入れて下さいと持って回られるようではだめだろうと、やはり校長さんもそこら辺を最後に話をしてくれました。ですから、こういうみどり市ならではの避難訓練が出来る、炊き出し訓練と避難訓練をさせていただいているのだからこそ前回ここまで出来たと。次回については、炊き出し訓練の中でも、こういうことも想定したうえで、こういうことを子ども達に学ばせようということをしっかりと学校は捉えてやっていかないと、何となくやった訓練の中に学校としてやった訓練としては非常によく出来ているのですけれども、コラボしてやって、学校で考えたことプラスアルファが学べるという状況のところに学校の計画が追いついていなかったということなのかなと感じました。やはり、そういう部分の中で、体系的に一つ一つ学ばせていけば子ども達は絶対伸びるわけで、あそこで子ども達がしっかりとゴミを集める姿があれば、地域の人達も「おおすごいな」ということになるのだろうなと思いますね。そこまで出来る教育というのが、これから大事になるのかなと思いながら、校長さんの一言で来年は改善されるかなと、そんなところを報告させていただきました。それから、7日の第1回ブロック別人事教育長会議ということですが、桐生・みどりブロックという人事ブロックですが、人事が始まりますよということでの打合せ会議がありました。それから、7日と11日の間に、本来であれば8日のところに郷土を美しくする会が、トイレ清掃の1,000回記念ということでの懇親会があるということで私も呼ばれていて、本来であればそこに行ってきた報告がここに載せられる予定だったのですが、松崎さんにはお詫びを申し上げたのですが、新聞に報道された日であったので、ちょっと遠慮させてくださいということで出られませんでした。また、翌日の新聞を見ると1,000回記念のトイレ清掃をやったということでは、教育委員の一人として、松崎さんに頑張っていた姿を見てお祝いに駆けつけられるとよかったなという部分を強く思っています。これは何かというと、小学校や中学校でどんどん取り入れてくださっている先生

方もいるわけですので、ただ単に地域のトイレ清掃をやるということだけではなく、それが学校の中にも広まっているという意味では、もっともっと積極的に取り組んでいかなければいけないことなのだろうなというふうに思っています。大変申しわけありませんでした。ここには載っていない報告であります。もう一つ、11日の第38回草木湖一周マラソン全国大会の話をしていただきたいのですが、先程、委員長さんからあったように、準備がしっかり出来ていよくなってきたということで、地域の方もしっかりとよく出来ているよということ saying 中で、さらに良くするためにはということでお話をいただきましたが、実は私もドキッとさせられる場面がありまして、開会式が終わる前だったかな。実は、コースを見に行った人からスズメ蜂の巣があって、蜂がブンブン飛んでいますという話がきたのですね。当然、事前にチェックをして危険な所、ある所については全部撤去して大丈夫だろうということ迎えたのですが、たまたまサンレイク草木の横にあるグラウンドゴルフ場近くの所の桐の木の所にむろがあって、そこにスズメ蜂が巣を作ることはわかっていて退治したのですが、反対側のサンレイク草木側の所に大きなスズメ蜂の巣が見つかった蜂がブンブン飛んでいるという話がきた。これどうなるのだろうというふうなことでいましたが、でもここが大事なところなのだと思いますが、地域で駆除してくれる人がわかっていますから、そこにまず連絡を入れてみましょうという形で話をしたら、すぐ出来ますという形で対応できたと。ですから、こういう部分というのは、大きな事業をしたり、市でやったりする時には大事で、そこに常に人が居なくても、何かあった時にはこの人に連絡すればこういう対応ができるという形をしっかりと持っていないと、多分あのまま蜂の巣が取れなければ教育長どうしましょう、実行委員長どうしましょうという相談にもなったかもしれませんし、そのままやっていたら、翌日新聞に100人以上の方が蜂に刺されたということにもなるのだろうなという部分で、ホッとしたところはあるのですが、やはりこうい

うものやっっていくことの準備体制の中において事前に考える、こういう時にはこういう対応が出来るということをしかりと積み上げておくと、きちんと出来るかなということを改めて感じましたし、またそんな準備をしてきてくれた社会教育課に改めて感謝をしなければいけないと思うのですよね。いずれにしても、教育部はいろいろな部署でいろいろな事業を持ちますけれど、やはり危機管理をしかりと考えた時に、いざという時にはどうするのかということをしかりと想定範囲の中に入れておいて、それでも対応できないということであれば中止にしようかどうかという判断になるのかなと考えております。そんな意味では、危ない部分でありましたけれども、きちんとしたセーフティーネットの計画もできていますし、パッパと動いたらパッと取ってもらえた。今後も、きちんとした計画の中で資料が出来ることで市役所の信頼関係、あるいは草木湖マラソンがさらに安全であるということでの全国に広めていけるという部分になっていくのだらうなということで、これからもいろいろな場面でご指摘いただければと思います。そんな部分では、来週また多くの人を迎えるNHKのど自慢がありますから、事故とかそういうことがない形で対応してもらえればというのを感じたところでございます。以上、教育長報告でございます。

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑があればお願いいたします。

(松崎委員) GPSですが、あれは身に着けるわけですか。

(教育長) 多分、ランドセルの中に入れるのかと思うのですが、それでも。

(松崎委員) そんなに小さいものではないのですか。

(教育長) そうですね。私もまだ大きさは実物がまだ出てこない、サイズが書いてないので分からないのですが、多分、5センチ四方くらい。ですから、これを常時持っていられるとまずいので、持っていることを分からないようにしなくてはいけないということでは、学校内にいる時には問題ないわけ

ですから、ランドセルに入れておくという形になります。

(山同委員) ちょっと思ったのは、修学旅行とか旅行で出かけて行方不明になっちゃった子とかたまにあるではないですか。学校でグループ行動するのですかね。ああいうときなんかはいいかないと思いますよね。

(松崎委員) 管理する機械は、学校、教育委員会どちらに置くのですか。

(教育長) 学校です。学校に置いて、これって非常に大変で、家を出たよという部分の中で、カウントするのは学校の門を通るとセンサーがきちんと感知して、学校の門を入ったよというのを親がわかるわけで、家を出たけど学校に着いたかなというのがわかる。それから、学校のゲートをくぐって出ると学校を出たなとわかる。今、そこら辺が進歩しているのですね。4、5年前やっているのは、ゲートを通るとか、各地区に中心基地があり、そこを通過したとかというのを山間部の学校では取り入れているという、文科省がお墨付きの先進地域なんていうのは富山ですかね、そういうのがあったのは私も調べたことがありますし、もっと今、課長が言うには進んでいると思います。そうすると結果的には、学校に着いているかどうか、学校に来たかどうか、学校もチェックしなきゃならないし、親も確認しなくちゃならないわけです。

(山同委員) なにか、うち高校生になる息子ですけども、小学校に入る時、ランドセルを買おうと思った時に、ランドセルにセコムかな、そういう機能がついているランドセル、もちろん買っていませんけれども、売っていました。この場合、学校で管理なのか、保護者の管轄なのかという疑問が生じました。

(教育長) まさしくそのとおりで、保護者がうちの子には持たせたいということであれば、それは保護者の責任ですけども、教育委員会、市で買って全部の生徒に持たせるとなるとですね、これはやはり。

(丹羽委員) なにかいろいろ問題もありますよね。

(松崎委員) いろいろ試験的にやってみて、こういう問題があるな、ああいう問題

があるなという意味では、テストケースが必要になりますね。

(山同委員) 何万件かに一つは、着けていてよかったというのがあると思うのですけれども。

(教育長) まだ、検証してみる前から何とも言えないですけれども。通信端末を持たすと常時、これですとNTTドコモの関係、ああいう通信網を使ってやるわけでしょうから。

(丹羽委員) 向こうもね、そういうマーケットがあるか見たいでしょうからね。

(教育長) それがみどり市レベルで必要なかどうかというところでね。基本的には地域で見守っていただいたりという形が一番具体的なのだと思いますが。もうこの端末持っていれば、何かあったときは警察が結局。ただ、個人情報なので許可しないと思われますけどね。このGPS端末の機能だけ持ったものに特化したい。しかし、これだって持っていることが分かって、悪用されてしまえばね。

(委員長) 位置情報、そこにいるということが分かると、熊の鈴と一緒に、最近の熊は鈴をつけて鳴らすと襲ってくるということがありますけれども。そういうふうに変化してくることもありますから、難しいところですね。

〔少し間あり〕

(委員長) よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

(委員長) ご質疑がないようでしたら、以上で、日程第3、教育長報告は終了します。

・日程第4 報告第8号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）について

(委員長) 日程第4、報告第8号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）についてを議題といたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

（事務局にて議案朗読）

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願い

いたします。

(教育総務課長) 次のページ、臨時職員一覧ということで、4名の方を専決処分で任用しております。1番から3番の方、学校の関係者になります。1番の方は学力向上支援員さん、2番も同じく学力向上支援員さん、3番目の方が教育支援員さんということで、いずれも各学校1学期までいらした方がお辞めになったということで、2学期から新たに雇用ということになっております。4番の方については、笠懸図書館の貸し出し等行う臨時職員さんになりますが、前任の方が8月31日をもってお辞めになったということで、その後任として入っていただいたものでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

(委員長) 教育総務課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

(山同委員) ちょっと教えていただきたいのですが、第4種というのは1週間の勤務が5日以内、勤務時間が1日つき8時間を超えない範囲の4分の3未満で、2ヶ月以上継続する業務に従事すると書いてあって、この2ヶ月以上と書いてあるのですが、これはこの上のお三方ですか。1月だなと思ったのですが。

(教育総務課長) この期間終了年月日につきましては、みどり市の場合は半年、半年で契約更新になっています。それなので、9月末で一回目の契約が切れるのですが、みどり市の場合、臨時職員は半年ごとの契約更新という形をとっているものですから、たまたま今ですと、次の9月末がきてしまいますので、そこまでの契約という形になります。

(山同委員) そうすると、4月の初めの契約で9月の終わりまでが半期で、たまたま夏休みで業務がなかったのが、業務開始の8月29日から半期分のエンドまでの契約ということですか。

(教育総務課長) 契約上はそこまでになります。

(委員長) そのほか何かあれば、お願いいたします。

〔少し間あり〕

(委員長) よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

(委員長) ご質疑がないようですので、日程第4、報告第8号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）については、以上で終了いたします。

・日程第5 報告第9号 教育長の専決に関する報告（みどり市通級指導実施要綱の一部を改正する告示）について

(委員長) 日程第5、報告第9号 教育長の専決に関する報告（みどり市通級指導実施要綱の一部を改正する告示）についてを議題といたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

（事務局にて議案朗読）

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) 先程、教育長報告の中にも通級教室についての内容が触れられましたけれども、委員さんの皆さんには教育支援委員会の規則の改正についてご協議いただいていることはご承知のところと思います。その時に併せて、通級指導の実施要綱についても改正が出来ればよかったのですが、しておりませんでしたので、名称がそのまま、みどり市適正就学指導委員会のままになっていた箇所がありますので、そこを改正したというところになります。かがみをめくっていただいて、2枚目の内容のところなのですが、5条と7条の箇所にみどり市適正就学指導委員会という名称がありましたので、そこをみどり市教育支援委員会という名称に変えたという2点の変更になります。併せて、実施要綱を載せさせていただきました。実施要綱の1枚目の5条のところの4行目、ここがみどり市教育支援委員会という形で変わっております。併せてもう1枚めくっていただいて、7条

の2項になります。3行目の1番後ろになりますけれど、こちらにもみどり市教育支援委員会ということで変えさせていただいたところです。そのほかの様式等については、26年度からこの通級指導教室が設置されたわけですが、その折と協議いただいた内容と全く同じなのでここ以外には変わっておりません。最後に、新旧対照表ということで先程説明させていただいたところの5条と7条、こういうふうに変ったということで表示させていただいております。よろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いします。

[少し間あり]

(委員長) 確認なのですが、通級ということなのですが、通級と特別支援学級があつて、通級というのは、笠懸小学校に通級指導教室というのがひとつできたということです。各学校には特別支援学級、いわゆる特学というのも意識してよく言われるものですが、それとの関係は。

(学校教育課長) 通級に通われるお子さんについては、通常学級にいらっしゃるお子さんなのですね。障がいがあるのだけれども、その障がいの程度からすると軽度なので、また合意形成というところが得られない方もいらっしゃいますけれども、通常学級の在籍がいいだろうという形になっているお子さんです。その中でも、障がい者とする自閉情緒または学習障がい、注意欠陥・多動性障がいというふうなところで、発達障がいの的なお子さんが6パーセント、6.5パーセントいるなんて記事も出ておりますけれども、そういうお子さんに対して、個に応じた指導を取り出して指導する形がいいだろうというふうに、教育支援委員会の中で判定が出たお子さんに対して、声がけをするという形になって、保護者と合意形成が出来れば通級という形で、みどり市の場合については笠懸小学校にしかございませんので、笠懸小学校にいるお子さんについてはそのまま自校通級という形になりますけれども、ほかの小学校にいるお子さんでぜひそこに通級したいということになれば、保護者の責任の元、1週間に1回程度通っていただくとい

う流れになります。特別支援学級の適ではなくて、通常学級で通級がいいだろうという、そういう障がいの判定が出たという形になります。

(委員長) そうすると、笠懸小学校には特別支援学級がありますよね。

(学校教育課長) あります。

(委員長) それとは別に通級もあると。それで、そこに通常学級で勉強している子ども達が通ってくるということですね。例えば、東町から笠懸の小学校まで通級に通う対象の児童がいた時、1つだけですから、なかなか通学が難しいという問題もあると思いますが、そうした時には、現状では、仮にですがあずま小では特別学級で扱うということですか。

(学校教育課長) そうではなくて、そういうお子さんがいらっしゃれば通級がいいだろうということになりますので、仮にそういう時には、先程言ったように1週間に1回の頻度になりますので、実際問題、そういうお子さんが出た場合のケースを想定すると、あずま小から6時間目あたりを抜けてきてもらって、ちょっと放課後にかかってしまうかもしれないけれども、その1コマを笠小に通う。3、40分移動がもちろんかかってしまうところでしょうけれども、授業を実施する時間を少し変えるようなところも柔軟に出来るのかなというスタンスでみどり市ではいるのですけれども。他市の、例えば太田市さんなんかだと、やはり放課後になんていうようなことで、先生方、6時間目よりも後の時間に通級指導に通われているお子さんを見ますよということをしていたりはするのですよ。多少、柔軟には。今来ていらっしゃっている方については、その時間を保護者が、そんなに時間がかからないということも含めてですけれども、だけど行かせたいけれども自分が勤めているので笠小まで送っていけないご家庭もあるので、通級指導教室に行かせたいのだけれども結構ですというふうになってしまうご家庭も実際のところがあります。

(山同委員) 通級指導教室というのは、1週間に1回という感じだと思いますけれども、いろいろなケースのお子さんがいて、そういうお子さんの学力的な

部分をフォローすることがメインなのですか。

(学校教育課長) というよりは、そのお子さんが例えばで言うと、聞くことは長けているけれども、文字を見ることは全然長けていないというような極端な方もいらっしゃるよね。そうした時には、その子にあった訓練というのですかね、言い方はちょっと違うとは思いますが、個に応じた障がいの特徴に応じてここを補ってあげると通常学級の中でもこういうようなところは聞き易くなる、または授業が理解しやすくなるというようなところ。あとは、情緒的なことであるので、ADHDだとかのお子さんについて言えば、落ち着かせるというのが大前提だったりするので、来ていただいた時には、遊び要素で日頃のストレスを少し解消してあげたりとか、そんな個に応じてといったら一括りになってしまいますが、その子にはどのような形を今施してあげると通常学級でもより学習が、また生活が順調にいくかというような視点で、それぞれに応じてやっていただいているところなんです。どちらかというと、何となく遊び要素的なことを結構やっていたりすることが多いですかね。

(山同委員) そうすると、子どもさんへの手当という感じなのですかね。

(学校教育課長) そうですね。なので、おかげ様で行くようになったらうんと落ち着きがでましたとか、そんな保護者の評価はいただいております。先程、教育長からあったように、言葉とかいろいろ障がい者がありますけれども、こちらについては情緒面ですかね、そちらの通級の内容になっております。

(教育長) そういう子ども達が全部ここへ通うのかというとそうでなくて、当然それぞれの学校、学級で対応しますし、学校の中にも支援員という方をみどり市教育委員会としては配置していますから、そういう人達に関わるということはあるのですが、ただ、どうしてもその範疇を超えている部分があるので、取り出して専門的に見ていただいたほうがいいだろうという判断を受けた子どもが通うことができるのですね。その判断をするための委員会というのが、この間の委員会なのですね。どこの学校にも、今課長が言

ったように、情緒面で個別の支援が必要だなと思うような子どもさんについては、ほとんどの学校で当然、それに応ずる支援をしているから、通常学級でもやられているのですが、ただそれをみた時、それを超えてもう少し専門的な視点からこの人には見ておいてもらう、逆に言うとそこで指導してもらったところからフィードバックしてきて、この子にはこういう対応してあげると通常学級でもやりやすくなりますよなんていうアドバイスをもらうというところでも、通級指導教室というふうなものの意味がある。ですから、個々の子どもを落ち着かせるとともに、その子に対する個別の指導としては、こういう手立てをしてあげればさらにいいですよというフィードバックが学校に返ってくるという、そんなことも兼ねてやっていますので、第一にはまず自分のクラス、自分の学校で、ただ、そこだけでは十分な支援がしきれないというところでは専門的に見てあげるといって、そんなところとして捉えていただけたらいいのかなと思います。さらに、もうそこでは対応しきれないので、特別支援学級に入っていてしっかりと面倒みなければいけないという子どもたちはそうしています。特にその中で、みどり市の各学校で行っている特別支援学級というのは、特に知的障がいとかそういう部分でしか認められていないのですね。情緒障がいとかの発達障がいの部分的な部分での特別支援学級というようなものが、なかなか設置されていない部分もあるので、そういう部分については通常学級で面倒をみていて、通常学級で面倒みきれない部分については通級指導教室で、知的障がいという部分については、学級設置が認められていますから、それぞれの学校に学級が設置されているということです。そんなところがあるので、ちょっとこの子はどうで、この子はどうなのだというところからもしかするとわかりにくかったかなというふうに思っています。

(山同委員) なにかクラスの6パーセントくらい、そういうのがある。そんなふうに聞くので、随分役割が大きいのかなという印象です。

(教育長) 統計的には6パーセントくらいの出現率です。6パーセントくらいがい

るという中の大半はその学校でという対応になります。

(山同委員) 際立ってというか、そういう部分についてのケアということですね。

(教育長) 特に、この子達はある程度学年が上がって、生活経験が豊富になってくると、だんだん落ち着きを見せてくるという子どもさんもありますので、そういうところが見込めるから、あえて特別支援学級で面倒みるというよりも通常学級の中で指導していて、そこでは指導しきれない個別の部分を取り出して、専門の先生に見てもらいましょうということです。今までは、みどり市にはなかったので、通級指導も桐生でお世話になっていたのですよ。尾崎教育長の時に、やはりみどり市にも、そういう学級の設置は必要だろうということで開設できたのですね。

(山同委員) やはり、東からはちょっと遠いですね。

(委員長) 通級という言葉がちょっとすっと入らないですね。通級という特別な学級に通うという意味の通級なのか、通常の学級からちょっと離れたところでやるという意味の通級なのか通級という言葉に対して、イメージ的に持ちにくかったですね。

(学校教育課長) 通常ではなく、通うということでの通級です。

(委員長) そのほか、ありますか。

〔少し間あり〕

(委員長) よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

(委員長) ご質疑がないようですので、日程第5 報告第9号 教育長の専決に関する報告(みどり市通級指導実施要綱の一部を改正する告示)については、以上で終了いたします。

・日程第6 議案第23号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について

(委員長) 日程第6 議案第23号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定についてを議題として上程いたします。これについては、秘密会議とさせ

ていただきますので、担当課以外の方は退室をお願いいたします。

(担当以外 退室)

————— 審 議 (非公開により未記載) —————

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第23号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(山同委員) この審議とは別なのですけれども、ちょっと質問があるのですが、今どちらかの1名、高崎経済大学と書いてあったと思うのですけれども、何か高経あたりの子だと、学年が進むと家を出て近くにアパートを借りてとかする子もいるとよく聞くのですが、今自宅から通学だと補助金が2万円でしたか。

(教育総務課長) 2万円が上限になっています。

(山同委員) これが、下宿ですと金額が増額で3万円とかでしたか。

(教育総務課長) そうですね。

(山同委員) この方はこれで一度申請をすると、ずっと2万円ですか。

(教育総務課長) その状況の変化の中で、3万円ということは変更できます。

(山同委員) その時にはまた審議し直すのですか。

(教育総務課長) いいえ。一応条件は満たしていますので、条件が変わるとお金も変わりますので、その部分についてはうちのほうで本人とのやりとりの中で変更させていただくことになります。

(山同委員) 変更手続きみたいなもので変えてもらう。

(教育総務課長) そうですね。

(委員長) そういう意味では、現況届みたいなのがあるのですか。例えば、収入が急に多くなったとか。

(教育総務課長) 収入の判定については、この申請時だけです。ただ、それ以外のものについて住所の異動だとか、保証人が変わったとかという部分については、本人に届け出てもらうということになっておりますので、それについては、うちのほうから調査は投げないですが届け出をしていただくことになっております。ただ、お金を貸すにあたっては、必ず在学していることを前提に貸しておりますので、毎年、在学証明だけは4月に持ってきてもらうということになっております。

(丹羽委員) 今、山同さんからあったことの逆もありますものね。

(教育総務課長) そうですね。自宅に入る場合もあります。各々の形態で上限は設けていますけれども、その中での選択になりますので、仮に自宅から出ていてもうちは2万円でいいよということになれば2万円の方もいらっしゃると思います。

(教育長) 2万円でいいよという人はね。返さなくちゃならないものね。

(委員長) まだ無償ではないからね。

(山同委員) まだというのが、気になりますね。

〔少し間あり〕

(委員長) よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

(委員長) 以上をもちまして、本日の議事すべてが終了いたしました。これをもって、閉会といたします。大変お疲れ様でした。

・閉会：午後4時17分

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議 事 日 程

・日程第3：教育長報告（報告）

- ・ 日程第4 : 報告第8号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）について
 (承認)
- ・ 日程第5 : 報告第9号 教育長の専決に関する報告（みどり市通級指導実施要綱
 の一部を改正する告示）について (承認)
- ・ 日程第6 : 議案第23号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について
 (可決)

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成28年9月15日

みどり市教育委員会委員長

金子 祐次郎

会議録署名人 4番委員

山同 善子